

# 松本市いじめ問題対策調査委員会について

## 1 委員会の役割

「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「基本的な方針」という。）に基づく、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止法第14条第3項及び松本市いじめ問題対策調査委員会条例に基づき、教育委員会の附属機関として「松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関する審議、いじめ防止・早期発見及び解決への取組みや対応についての指導・助言に関する意見を述べる。

また、調査委員会は、いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態及び重大事故が発生した場合に、これに係る事実関係を調査するための組織でもある。

## 2 調査委員会の設置及び基本的な方針改定の経緯

- H25. 4 「松本市子どもの権利に関する条例」施行
- 9 「いじめ防止対策推進法」施行
- 26. 3 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
- 7 「松本市いじめ防止等のための基本的な方針策定検討委員会」を設置  
以後、方針案を検討（計5回）
- 27. 4 「長野県いじめ防止対策推進条例」制定
- 6 教育委員協議会で方針（案）を協議
- 9 パブリックコメント実施
- 10 教育委員協議会で方針（案）を協議  
「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」決定
- 28. 3 松本市いじめ問題対策調査委員会条例の制定  
松本市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱 制定
- 29. 2 松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例 制定
- 3 松本市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱 廃止
- 1. 9 「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」改定
- R 6. 1 「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」改定

## 3 松本市いじめ問題対策調査委員会条例

別紙のとおり

## 4 その他

- ・委員会の定期開催については、毎年8～9月と1～2月とする。
- ・重大事態発生時の招集については、別途通知する。
- ・重大事態に係る調査に対応できる委員のみの招集も必要に応じて行う。